

## 明日香村歴史的風土保存計画

〔昭和 55 年 8 月 18 日 総 理 府 告 示 第 27 号 〕  
沿革 平成 28 年 12 月 2 日 国土交通省告示第 1393 号改正

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第二条第一項の規定に基づき、明日香村の区域の全部について、次のとおり明日香村歴史的風土保存計画を決定し、同条第三項の規定に基づき、公示する。

## 明日香村歴史的風土保存計画

奈良県高市郡明日香村（以下「明日香村」という。）は、大化の改新を経て我が国の律令国家体制が初めて形成された時代の政治の中心的地域であるとともに、飛鳥文化が開花した時代の舞台となった地域である。このため、明日香村の全域にわたって宮跡、寺跡、古墳等の遺跡、万葉集にうたわれた著名な地形・地物等の重要な歴史的文化的遺産が数多く存在し、これらが周囲の環境と一体をなして、他に類例を見ない極めて貴重な歴史的風土を形成している。この極めて貴重な歴史的風土の中において住民生活が営まれていることにかんがみ、歴史的風土の保存と住民生活の安定及び農林業等産業の振興との調和に十分配慮しつつ、明日香村における歴史的風土が将来にわたっても良好に保存されるようにこの計画を定めるものとする。

## 一 第一種歴史的風土保存地区と第二種歴史的風土保存地区との区分の基準に関する事項

明日香村の区域について、次の基準により、当該区域を区分して、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区を都市計画法第十八条の規定により定めるものとする。

## (1) 第一種歴史的風土保存地区

伝承飛鳥板蓋宮跡、伝承飛鳥浄御原宮跡、大官大寺跡、飛鳥寺跡、岡寺、橘寺、高松塚古墳、石舞台古墳、甘樫丘等の重要な歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして明日香村における歴史的風土の保存上重要な部分を構成している地域であって、現に存する歴史的風土をその状態において維持保存する必要があるものを第一種歴史的風土保存地区として指定するものとする。

## (2) 第二種歴史的風土保存地区

明日香村の区域のうち、第一種歴史的風土保存地区を除く地域を、現に存する歴史的風土を維持保存するため、第二種歴史的風土保存地区として指定するものとする。

## 二 第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内における行為の規制に関する事項

第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為を行おうとする地域の環境並びに当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為は、これを規制するものとする。

第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内における行為の規制の大綱及び行為の規制を運用するに当たって特に配慮すべき事項は次のとおりとする。

## (1) 第一種歴史的風土保存地区内における行為の規制の大綱

この地区は、伝承飛鳥板蓋宮跡、伝承飛鳥浄御原宮跡、大官大寺跡、飛鳥寺跡、岡寺、橘寺、高松塚古墳、石舞台古墳、甘樫丘等の数多くの重要な歴史的文化的遺産が周囲の環境と一体をなして明日香村における歴史的風土の保存上枢要な部分を構成している地域であることから、この歴史的風土の保存を主眼とし、現に存する歴史的風土をその状態において維持保存するため、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等について現状の変更を厳に抑制するための行為の規制に重点を置くものとする。

なお、建築物その他の工作物の新築等に当たっては、その形態及び意匠が周囲の歴史的風土と著しく不調和なものとならないよう規制を行うものとする。

## (2) 第二種歴史的風土保存地区内における行為の規制の大綱

この地区は、第一種歴史的風土保存地区の周囲にあつてこれと一体となつて歴史的風土を形成している地域、於美阿志神社、欽明天皇陵、天武・持統天皇陵、牽牛子塚古墳、大原の里、飛鳥川等随所に所在する重要な歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして歴史的風土を形成している地域、重要な歴史的文化的遺産の背景をなして明日香村における歴史的風土を形成している地域等をもって構成されている地域であることから、この歴史的風土の保存を主眼とし、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等について住民生活の安定及び農林業等産業の振興に著しい支障を与えない範囲において、著しい現状の変更を抑制するための行為の規制に重点を置くものとする。この場合において、農林業のための行為の規制の実施については、農林業が明日香村の基幹的な産業であることにかんがみ、地域の特性に応じて農林業の維持振興を図ることができるよう特に配慮するものとする。

なお、建築物その他の工作物の新築等に当たっては、その形態及び意匠が周囲の歴史的風土と著しく不調和なものとならないよう規制を行うものとする。

## (3) 行為の規制を運用するに当たって特に配慮すべき事項

第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内において、行為の規制を運用するに当たっては、特に次の事項に配慮するものとする。

イ 甘樫丘の上から飛鳥坐神社方面を俯瞰する視野の中においては、一定規模以上の屋外広告物の掲出は抑制する。

ロ 雷丘における木竹の伐採は、原則として木竹の保育のために必要な場合を除き、認めない。

ハ 現状において優れた景観を有している檜前、飛鳥等の集落については、建築物の新築改築、大修理に際して、家並みの保存が図られることに留意する。

ニ 清涼飲料水等の自動販売機については、その色彩が周囲の歴史的風土と不調和となる場合があることにかんがみ、史跡等の付近においては、極力その設置の抑制、色彩の変更、設置方法の改善等について、設置者の協力を求めるものとする。

## 三 歴史的風土の保存に配慮した土地利用に関する事項

明日香村の土地利用を定めるに当たっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画及び地域森林計画による土地利用計画の現状を前提とし、住民生活との調和を図りつつ明日香村における歴史的風土が将来にわたって良好に維持保存されるように、これらの土地利用計画を有効に活用するとともに、次の事項に配慮するものとする。

(1) 市街化を図るべき区域の範囲は、おおむね現状において維持するものとし、この区域のうち、第一種歴史的風土保存地区に接する集落については、景観保全に配慮するとともに明日香村の歴史的風土と調和した生活環境の整備を図る。飛鳥駅周辺の地域にあつては、歴史的風土と調和した市街地が形成されるように計画的な市街地の整備を図る。

市街化を抑制すべき区域内の集落については、歴史的風土と調和した農林業集落として必要な生活環境の整備を図る。

(2) 農地については、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区の特性に応じて、これらの地区における歴史的風土の保存と調和した形態において、農業の積極的な維持振興を図るものとし、このために必要な農地の確保及び整備を図る。

また、林地については、土地利用から見て、これが明日香村の非常に広い面積を占め、明日香村の重要な歴史的文化的遺産の背景をなして、歴史的風土を構成する上で重要な要素となっていることにかんがみ、森林の非農林業的な開発を極力抑制するとともに、景観保全に配慮しつつ、林業の積極的な維持振興に必要な林地を保全する。

(3) 都市計画法による風致地区については、これが古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都保存法」という。）による建築行為等の規制とあいまって歴史的風土の保存のために果たす意義にかんがみ、必要な見直しを行うものとする。併せて、良好な景観の形成を図るため、必要に応じ、景観法に基づく措置等を活用するものとする。

#### 四 歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

明日香村の歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設として、次の諸施設の整備を図るものとする。

- (1) 防火施設
- (2) 土砂崩壊防止施設
- (3) 景観保全のための植栽
- (4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
- (5) 立入防止さく、標識等の管理施設

#### 五 古都保存法第十一条第一項の規定による土地の買入れに関する事項

古都保存法第十一条第一項の規定による土地の買入れは、明日香村の歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもの又は生産活動に伴い著しい現状の変更のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物その他の工作物の新築等、土地の造成、木材の伐採等の行為について、古都保存法第八条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を奈良県において買入れるべき旨の申出があつた場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。

六 一から五までに掲げるもののほか、歴史的風土の維持保存に関し特に必要と認められる事項一から五までに掲げるもののほか、明日香村の歴史的風土の維持保存を図るため、特に次の事項に配慮するものとする。

(1) 明日香村の遺跡等の保存及び活用が、明日香村における歴史的風土の維持保存に密接な関連を有することにかんがみ、国、奈良県及び明日香村は、遺跡の分布状況の調査及びその発

掘調査を相互に協力して積極的に推進することに努めるとともに、後世に残すべき重要な遺跡等については史跡指定による保護の措置を講ずるものとする。

- (2) 国は、明日香村における歴史的風土及び文化財の保存及び活用に資するため、国営・平城宮跡飛鳥歴史公園の整備を進めるものとする。
- (3) 国、奈良県及び明日香村は、道路、河川その他の公共施設の整備に当たっては、歴史的風土との調和に十分配慮しつつ、その整備を図るものとする。
- (4) 国、奈良県及び明日香村は、古都飛鳥保存財団の協力を得て、遺跡等に対して国民が史実に基づいた正しい理解を深めるとともに、明日香村の歴史的風土及び文化財の保存並びに農林業の維持振興に対して明日香村を訪れる人々の積極的な協力が得られるよう、努めるものとする。
- (5) 国、奈良県及び明日香村は、地域住民、企業、その他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。
- (6) 奈良県及び明日香村は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、自然的環境について、その保存活動への多様な主体の参画を促すため、自然環境学習等の教育活動や農林業体験活動への利活用を促進するものとする。
- (7) 自然的環境を維持するため、必要に応じ、樹林の適切な伐採・更新、間伐、下草刈り、病虫害や野生鳥獣による被害への対策等を行うものとする。